26-D-0653
2026 年 9 月 7 日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりソーシャルファイナンス・フレームワーク評価結果を公表します。

株式会社奥村組

ソーシャルファイナンス・フレームワーク	新規

総合評価	ソーシャル性評価（資金使途）	管理・運営・透明性評価
Social 1(F)	s1(F)	m1(F)

発行体/借入人	株式会社奥村組 （証券コード:1833）
評価対象	株式会社奥村組 ソーシャルファイナンス・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 株式会社奥村組の概要

株式会社奥村組は土木事業、建築事業、不動産事業等を主な事業としている[1]。奥村組グループは、奥村組、子会社 9 社、関連会社 6 社で構成される。奥村組の本社は大阪市阿倍野区に位置しており、グループ連結売上高は 3,072 億円、グループ全体の従業員数は 2,586 名である[2]。奥村組の建設事業（土木事業と建築事業を総称したもの）の受注高の地域別内訳は、日本国内 85.3%、海外 14.7%の割合となっている[3]。

[1] 奥村組　2027 年 3 月期　第 1 四半期決算短信　https://www.okumuragumi.co.jp/ir/irinfo/data/20260807_kessan.pdf
[2] 奥村組　第 89 期　有価証券報告書（2026 年 6 月提出）　https://www.okumuragumi.co.jp/ir/financial/
[3] 奥村組　FACT BOOK　2026 年 3 月 https://www.okumuragumi.co.jp/ir/irinfo/data/20260515_kessan_fact.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

▶▶▶2. 奥村組の ESG 経営及びサステナビリティに向けた取り組み

奥村組は、「堅実経営と誠実施工を信条に、社会から必要とされ続ける企業として、社業の発展を通じ広く社会に貢献する」ことを経営理念に掲げており、時代の趨勢、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応して経営基盤の強化を図り、株主の期待に応え、ひいては社会に貢献することを基本方針としている。同社グループは、すべての事業活動においてこれらを踏まえ、ステークホルダーに信頼・満足・安心を提供していくことを目指している。

奥村組グループは、今後も長期的に事業を継続し、社会の持続的な発展に貢献するため、将来のありたい姿として「2030 年に向けたビジョン」を策定している。「2030 年に向けたビジョン」は、奥村組グループの将来のありたい姿を示しており、未来に向かって事業を力強く推進し、堅実な成長軌道を描き続けるための全社員が共有する道標と捉えている。「2030 年に向けたビジョン」の実現を目指して、ステークホルダーに信頼される経営に取り組んでいる。

奥村組グループは、「2030 年に向けたビジョン」の実現を目指し、ESG/SDGs への取り組みを強化している。具体的には、ESG/SDGs に関わるリスクと機会を特定し、それらが顕在化した場合のインパクトを分析し、ESG/SDGs に関わる同社グループの課題を抽出している。特に重要度の高い課題である「持続可能な社会インフラへの貢献」、「環境に配慮した事業の推進」、「ウェルビーイングを実現する職場づくり」、「コーポレート・ガバナンスの強化」については、マテリアリティ（重要課題） として特定している。

奥村組グループは、ESG/SDGs 推進委員会を設置し、ESG/SDGs に関わる取り組みを推進している。ESG/SDGs 推進委員会で策定した方針は、全社の計画に反映し、各本部等を通じて、展開している。

▶▶▶3. ソーシャルファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、奥村組がソーシャルボンド又はソーシャルローン（ソーシャルボンドとソーシャルローンを総称して「ソーシャルファイナンス」）により調達する資金を、社会的便益を有する資金使途に限定するために定めたソーシャルファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）（本評価対象）である。JCR では、本フレームワークが、「ソーシャルボンド原則[4]」、「ソーシャルローン原則[5]」、「ソーシャルボンドガイドライン[6]」及び SDGs に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。また、ソーシャルボンド原則においては、ソーシャルボンドの資金使途及びその社会改善効果（インパクト）と、国際的な持続可能性に係る目標や各国の政策との整合性を重視していることから、ICMA が策定した SDGs とソーシャルプロジェクト分類のマッピング[7]を評価における参照指標とする。

---

[4] International Capital Market Association(ICMA) "Social Bond Principles 2025"
https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/

[5] Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Social Loan Principles 2025"
https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/

[6] 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」
https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf

[7] ICMA "Green, Social and Sustainability Bonds: A High-Level Mapping to the Sustainable Development Goals"
https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/mapping-to-the-sustainable-development-goals/

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

奥村組は本フレームワークにおける資金使途を「協力会社に対する工事代金等の支払における手形払（債務引受方式を含む）の廃止および全額現金払への変更」としている。本資金使途は、奥村組の取引企業（協力会社）に対する工事代金等の支払に対し、「手形払（債務引受方式を含む）」を廃止し、「全額現金払」に変更するにあたって必要な運転資金である。本資金使途は、ソーシャルボンド原則、ソーシャルローン原則及びソーシャルボンドガイドラインの適格ソーシャルプロジェクト事業区分のうち、「取引先である建設業者等」を対象とした「(中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じた）雇用創出（社会経済的な危機に起因する失業の防止又は軽減するために設計されたプログラムを含む)」及び「社会経済的向上とエンパワーメント（所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合)」に貢献する事業に該当する。また、適格プロジェクトの実施に際しては負の影響は想定されていないことから、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、社会的便益をもたらす事業であると評価している。

調達資金の対象となるプロジェクトの選定プロセスについて適切に定められており、資金管理においても適切な管理がなされ、内部監査及び外部監査による統制が予定されている。レポーティングにおいては、充当状況をウェブサイトに開示する予定である。未充当資金が生じる場合はウェブサイトに適時に開示される。以上より、JCR は奥村組における管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途)」を“s1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」を“Social 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を十分に満たしているほか、SDGs 及び政府の SDGs 目標に対する具体的施策にも合致している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

目次

■評価フェーズ 1：ソーシャル性評価

I. 調達資金の使途
【評価の視点】
【評価対象の現状と JCR の評価】
1. プロジェクトの社会的便益について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス
【評価の視点】
【評価対象の現状と JCR の評価】
1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理
【評価の視点】
【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング
【評価の視点】
【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み
【評価の視点】
【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ 3：評価結果（結論）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

評価フェーズ 1：ソーシャル性評価　s1（F）

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な社会的便益をもたらすソーシャルプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

奥村組が本フレームワークで資金使途とした「協力会社に対する工事代金等の支払における手形払（債務引受方式を含む）の廃止および「全額現金払」への変更」は、取引先である中小企業等の資金繰り緩和に貢献し得るものであり、社会的意義が高いとJCRでは評価している。

資金使途にかかる本フレームワーク

ソーシャルファイナンスによる調達資金は、以下の適格プロジェクトに係る新規支出又は既存支出のリファイナンスに充当する予定です。なお、リファイナンスの場合は、ソーシャルファイナンスの実行から遡って 3 年以内に実施した適格プロジェクトへの支出に限ります。

事業区分	適格プロジェクト	対象となる人々
社会経済的向上とエンパワーメント／雇用創出	協力会社に対する工事代金等の支払における手形払（債務引受方式を含む）の廃止および「全額現金払」への変更	取引先である建設業者等

建設業法においては手形期間が 60 日以内の手形払が認められている中、近年の資機材価格等の高騰や将来の担い手不足など、建設業を取り巻く環境が一層深刻化していることを踏まえ、全ての協力会社に対する工事代金等の手形払（債務引受方式を含む、手形期間 60 日）の運用を廃止し、支払条件を「全額現金払」とすることにしました。

本取り組みにより、協力会社の資金繰り改善による当該会社の経営の安定化を図ることで、より安定的なパートナーシップを構築し、サプライチェーン全体の関係強化につなげていく考えであり、調達資金は、本支払条件の変更にともなう増加運転資金に全額充当されます。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの社会的便益について

(1) 資金使途：協力会社に対する工事代金等の支払における手形払（債務引受方式を含む）の廃止および「全額現金払」への変更

本資金使途は、奥村組の取引企業（協力会社）に対する工事代金等の支払に対し、「手形払（債務引受方式を含む）」を廃止し、「全額現金払」に変更するにあたって必要な運転資金である。本資金使途は、ソーシャルボンド原則、ソーシャルローン原則及びソーシャルボンドガイドラインの適格ソーシャルプロジェクト事業区分のうち、「取引先である建設業者等」を対象とした「（中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じた）雇用創出（社会経済的な危機に起因する失業の防止又は軽減するために設計されたプログラムを含む）」及び「社会経済的向上とエンパワーメント（所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合）」に貢献する事業に該当する。

① 社会的課題 1：中小企業の資金繰り負担の軽減および経営安定化

現代の約束手形は、明治時代以降に法整備、制度整備が進められ、支払手段として確立・普及してきた。約束手形は取引先への支払を猶予してもらうことで、振出人側の資金繰り負担を軽減する手段として利用されてきた。特に高度経済成長期においては、企業の旺盛な資金需要に銀行融資が十分に対応できなかったことから、発注企業は資金不足を補うため、原材料の買入れや協力会社への支払に約束手形を利用するなど、銀行融資の代替手段として企業間信用が大きな役割を果たしてきた。

その後、企業の資金調達環境の変化や電子決済手段の普及等を背景として支払手形残高は減少しているものの、建設業をはじめとする一部業種では依然として手形取引が利用されてきた。建設業は工事着工から完成・代金回収まで長期間を要することから、発注企業が自社の資金繰り負担を軽減する目的で手形払を利用する慣行が残っていた。

しかしながら、手形取引は受取側である中小企業に資金繰り負担を転嫁する側面を有している。現金振込と比較して手形の支払サイトは長期化する傾向があり、受取企業は代金回収まで長期間待機するか、あるいは割引料等の費用を負担して早期資金化を行う必要がある。このため、手形取引は経営資源の限られた中小企業の資金繰りを圧迫し、成長投資や人材確保等に必要な資金の制約要因となることが指摘されてきた。

また、支払サイトの国際比較においても、日本企業の支払サイトは諸外国と比較して長い傾向にあり、その背景には約束手形を中心とした独自の商慣行が存在するとされている。こうした取引慣行は、サプライチェーン上の立場が比較的弱い中小企業に負担を集中させるだけでなく、日本企業全体の競争力やビジネス環境の国際的な魅力を低下させる要因としても認識されている。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

買入債務回転期間	支払						
業種	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	シンガポール	中国	韓国
全体	63日	54日	50日	56日	59日	86日	94日	42日
	-	−10日	−13日	−7日	−4日	+23日	+30日	−22日
自動車	60日	−9日	−6日	−12日	+5日	−30日	+46日	−24日
自動車部品	59日	−4日	−7日	−15日	−13日	+4日	+39日	−3日
卸売	65日	−25日	−32日	−43日	−27日	−34日	−34日	−19日
素形材	70日	−21日	−19日	−35日	−21日	−9日	−0日	−26日
産業機械	83日	−16日	−39日	−44日	−34日	+7日	+18日	−26日
工作機械	77日	−26日	−27日	−43日	−10日	+21日	+37日	−23日
建設機械	83日	−43日	−37日	−37日	−10日	+57日	+50日	−29日
半導体製造装置	71日	−22日	-	-	-	+4日	-	−22日
航空宇宙	40日	+11日	+5日	+2日	−5日	+42日	+131日	−10日
繊維	62日	−11日	−10日	−14日	−4日	+30日	+5日	−22日
紙・紙加工業	77日	−38日	−20日	−34日	−31日	+21日	−11日	−48日
電機・情報通信機器	62日	−1日	−16日	−19日	−1日	+17日	+29日	−16日
情報サービス・ソフトウェア	36日	+30日	+14日	+61日	+16日	+53日	+145日	+8日
小売	45日	+3日	−5日	−13日	−9日	+25日	+12日	−2日
建材、住宅設備	71日	−30日	−23日	+62日	−16日	+22日	+0日	−28日
金属産業	58日	−19日	−7日	−20日	−11日	+69日	−5日	−24日
化学産業	84日	−19日	−32日	−15日	−31日	−17日	−26日	−44日
放送コンテンツ業	30日	+9日	+10日	+61日	+46日	+85日	+160日	−15日
トラック運送業	26日	+15日	+10日	+4日	+31日	+59日	+35日	−3日
建設業	85日	−39日	−34日	−25日	−34日	+13日	+62日	−42日
食品製造	45日	+14日	+5日	+24日	+5日	+15日	−2日	−17日
医薬品製造	87日	−22日	−33日	+11日	+5日	+29日	−7日	−46日
印刷業	72日	−27日	−8日	−33日	−10日	+15日	−2日	−34日
広告業	56日	+57日	+14日	+16日	+76日	+54日	+23日	−4日

図表 1：支払サイトの現状①買入債務回転期間（諸外国との比較）[8]

売上債権回転期間	回収						
業種	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	シンガポール	中国	韓国
全体	76日	56日	48日	41日	53日	85日	72日	64日
	-	−20日	−28日	−34日	−23日	+10日	−4日	−11日
自動車	63日	−24日	−34日	−34日	−31日	+14日	+14日	−21日
自動車部品	64日	−6日	−22日	−32日	−13日	−20日	+9日	+1日
卸売	66日	−25日	−42日	−31日	−25日	−30日	−46日	−24日
素形材	85日	−28日	−32日	−52日	−32日	+4日	−33日	−11日
産業機械	101日	−43日	−46日	−57日	−31日	−13日	−25日	−14日
工作機械	99日	−35日	−28日	−49日	−38日	−0日	+17日	−14日
建設機械	93日	−47日	−42日	−55日	−27日	+129日	+48日	−29日
半導体製造装置	93日	−11日	-	-	-	+6日	-	−7日
航空宇宙	81日	−23日	−21日	−30日	−44日	+14日	+52日	−26日
繊維	78日	−23日	−26日	−40日	−26日	+10日	−14日	−30日
紙・紙加工業	78日	−39日	−24日	−47日	−17日	−10日	−15日	−19日
電機・情報通信機器	80日	−18日	−27日	−33日	−26日	−3日	−1日	−14日
情報サービス・ソフトウェア	49日	+1日	−5日	−1日	−3日	+32日	+18日	+15日
小売	17日	−6日	−7日	+7日	+1日	+31日	+5日	+10日
建材、住宅設備	76日	−18日	−27日	−27日	−30日	+18日	−13日	−31日
金属産業	78日	−28日	−23日	−49日	−30日	+30日	−47日	−22日
化学産業	95日	−39日	−54日	−53日	−46日	−30日	−55日	−34日
放送コンテンツ業	40日	+32日	+5日	−3日	+29日	+48日	+75日	+29日
トラック運送業	48日	−7日	+2日	−13日	−0日	+28日	+16日	−2日
建設業	117日	−69日	−78日	−80日	−84日	−49日	−43日	−33日
食品製造	54日	−16日	−19日	−17日	−12日	−4日	−39日	−15日
医薬品製造	107日	−40日	−56日	−58日	−49日	−18日	−40日	−18日
印刷業	77日	−16日	−13日	−24日	−18日	+9日	−1日	−20日
広告業	57日	+50日	+3日	+6日	+45日	+37日	+41日	+60日

図表 2：支払サイトの現状②売上債権回転期間（諸外国との比較）[8]

[8] 出典：中小企業庁　約束手形をはじめとする支払い条件の改善に向けた検討会報告書

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

こうした課題に対応するため、政府は長期の手形サイトや不適切な支払条件の見直しを進めてきた。2016 年には約 50 年ぶりとなる手形に関する運用見直しが行われ、手形サイトの短縮や現金払への移行が促進された。2021 年には、中小企業庁と公正取引委員会が連名で、手形等のサイトを 60 日以内とすること等を関係業界団体へ要請し、支払条件の適正化を推進してきた。

さらに近年の物価上昇や人件費の上昇を背景として、中小企業が適切な価格転嫁を行いながら持続的に成長できる取引環境の整備が重要な政策課題となっている。このような状況を踏まえ、2025 年には下請代金支払遅延等防止法等の改正法が成立し、2026 年 1 月からは「中小受託取引適正化法（取適法）」として施行された。

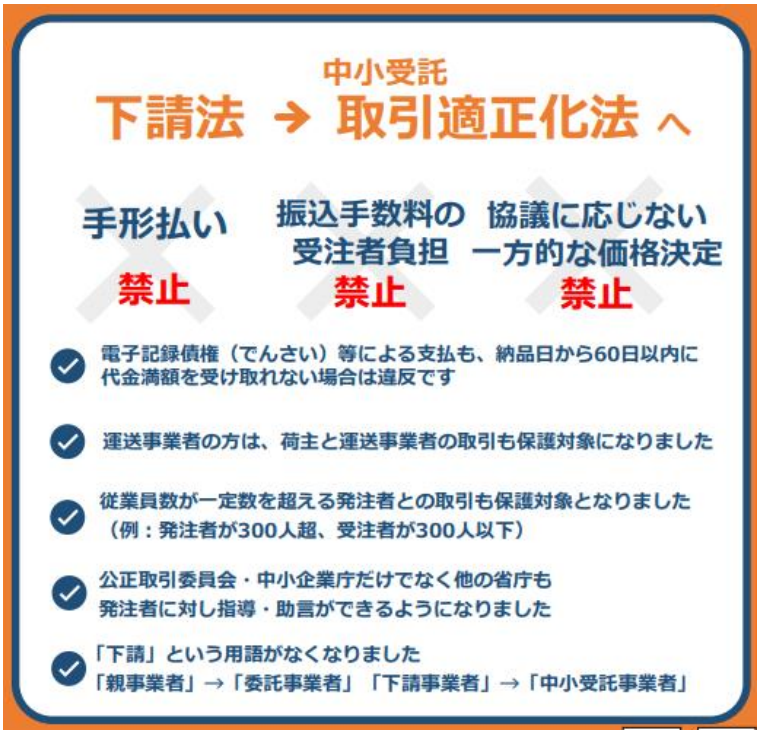

図表 3：取引適正化法への変更に関する説明[9]

取適法では、従来の下請保護の枠組みを発展させ、中小受託事業者との取引適正化および価格転嫁の促進が制度目的として明確化されている。取適法では、委託事業者による手形払が禁止されるほか、電子記録債権やファクタリング方式等による支払についても、中小受託事業者が支払期日までに代金相当額を満額現金化することが困難な場合には禁止対象となる。また、中小受託事業者からの価格協議の求めに応じないまま一方的に取引価格を決定する行為も禁止されるなど、サプライチェーン全体で適正な価格形成を促進するための措置が強化されている。

しかしながら、取適法は、製造委託、情報成果物作成委託および役務提供委託等を対象とする法律であり、建設工事の請負取引については適用対象外とされている。建設業における請負取引については、建設業法を中心とした規律が適用されており、支払手段や支払期間についても同法に基づくルールに従うこととなる。そのため、取適法における手形払の禁止等の規制は建設業者に直接適用されるものではない。ただし、近時の中小企業の資金繰りへの配慮や取引条件の適正化に向けた要請を踏まえ、建設業界においても、支払サイトの短縮や現金払の促進など、支払条件の見直しが求められている。

[9] 出典：公正取引委員会リーフレット　https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_pointleaflet_v2.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

このように、支払条件の改善や手形取引の廃止は、建設業の中小企業の資金繰り負担の軽減および経営安定化に資する重要な社会的取組と言える。

奥村組は、建設業法においては手形期間が 60 日以内の手形払が認められているなか建設業を取り巻く環境が一層深刻化していることを踏まえ、全ての協力会社に対する工事代金等の手形払（債務引受方式を含む、手形期間 60 日）の運用を廃止し、支払条件を「全額現金払」とすることにしている。

協力会社に対する全額現金支払への移行は、こうした社会的要請および政府方針と整合的な取組であり、中小企業の経営基盤強化に貢献するプロジェクトである、と JCR は評価している。

2. 環境・社会に対する負の影響について

本フレームワークで定める資金使途によって環境・社会に与えるネガティブな影響は想定されない、と JCR は評価している。

3. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。

目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性、及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

目標 10：人や国の不平等をなくそう

ターゲット 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価　m1(F)

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与していると判断している。

1. 目標

目標にかかる本フレームワーク（抜粋）

当社グループは、経営理念のもと、社会の持続的な発展に貢献するために、社会のニーズの変化を見据えた事業・サービスを展開するとともに、ESG/SDGs に関わる取り組みを一体的に推進し、確かな技術と誠実な事業運営により社会の信頼に応え、成長し続ける企業グループを目指しており、持続的な成長の実現には、事業活動を支える協力会社との強固なパートナーシップの構築は不可欠であると考えています。

そうした考えのもと、当社は、協力会社における資金繰りを改善し、当該会社の経営の安定化を図ることで、より安定的なパートナーシップを構築し、サプライチェーン全体の関係強化につなげるため、全ての協力会社に対する工事代金等の支払条件を「全額現金払」とすることにしました。

協力会社に対する支払条件の改善に関するこれらの取り組みをソーシャルプロジェクトとして位置付け、その社会的意義を明確化することを目的に、ソーシャルファイナンス・フレームワークを策定しました。

奥村組グループは、今後も長期的に事業を継続し、社会の持続的な発展に貢献するため、将来のありたい姿として「2030 年に向けたビジョン」を策定している。「2030 年に向けたビジョン」は、奥村組グループの将来のありたい姿を示しており、未来に向かって事業を力強く推進し、堅実な成長軌道を描き続けるための全社員が共有する道標と捉えている。「2030 年に向けたビジョン」の実現を目指して、ステークホルダーに信頼される経営に取り組んでいる。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

私たちの思い

私たち奥村組グループは、社会の持続的な発展に貢献するために社会のニーズの変化を見据えて事業・サービスを展開するとともに確かな技術と誠実な事業運営により、社会の信頼に応え、安心を提供し関係する全ての人とともに豊かさを分かち合い成長し続ける企業グループでありたいと考えます。

図表 4：奥村組　2030 年に向けたビジョン[10]

奥村組は、サプライチェーン上の取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、「パートナーシップ構築宣言」を公表している。奥村組は、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指している。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR は、奥村組が本フレームワークの策定を通じて実現しようとする目標と、奥村組が有する上記方針等が整合的であることを確認した。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ 1 で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

[10] 出典：奥村組ウェブサイト　https://www.okumuragumi.co.jp/corporate/vision/

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

ソーシャルファイナンスによる調達資金が充当されるプロジェクトは、上記に定める適格プロジェクトの要件への適合状況に基づき、当社管理本部経理部が検討し、最終決裁者を代表取締役社長とする社内稟議によって承認されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

ソーシャルファイナンスの資金使途の対象となるプロジェクトの選定にあたっては、専門部署（管理本部経理部）の担当者によって適格クライテリアへの適合が検討されたのち、奥村組の代表取締役社長が決裁していることから、選定プロセスは適切であると JCR は評価している。

奥村組のソーシャルファイナンスに関する目標、選定基準及びプロセスについては、本フレームワークが奥村組よりプレスリリースされることに加え、本評価レポートを通じて開示される。したがって、投資家等に対する透明性は確保されていると考えられる。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本評価対象に基づき調達された資金が確実にソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象に基づき調達した資金が、早期にソーシャルプロジェクトに充当される予定となっているか、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、奥村組の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されること等から、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

当社管理本部経理部が、ソーシャルファイナンスによる調達資金の全額が、適格プロジェクトに充当されるよう追跡管理を行います。また、実施された適格プロジェクトへの充当状況を年度毎に、内部管理システムを用いて確認します。

ソーシャルファイナンスによる調達資金は、本フレームワークで定めた適格プロジェクトへ早期に充当します。仮に未充当資金が発生した場合、現金又は現金同等物にて管理します。

本フレームワークに対する JCR の評価

奥村組は、資金管理の内部管理システムとして、管理本部経理部がエクセルファイルにより調達資金残高および適格プロジェクトへの充当金額を管理することを想定している。ソーシャルファイナンスによる調達資金は適格プロジェクトへ早期に充当され、仮に未充当資金が発生した場合、現金又は現金同等物にて管理される。

上記のエクセルファイル等について、少なくとも調達資金のファイナンス期間と同一の期間以上保存される。

奥村組では内部監査部門による決裁資料等の重要書類の監査が定期的に実施されており、本件に係る一連のプロセスが内部監査の対象になる予定である。奥村組の内部監査の監査状況については、外部監査法人にも報告がなされ、外部監査法人からは内部統制システムの適正性について評価を得る予定である。

以上より、JCR では、奥村組の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、奥村組のレポーティングについて、資金の充当状況及び社会への改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

ソーシャルファイナンスによる調達資金の資金充当レポーティングおよびインパクト・レポーティングに関する以下の項目を、合理的に実行可能な限りにおいて、当社ウェブサイトにて年次で開示します。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

＜資金充当レポーティング＞

調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまでの間、年次で、以下の内容を開示予定です。

① 充当額
② 未充当額および充当予定時期
③ リファイナンスに充当した場合の概算額又は割合

＜インパクト・レポーティング＞

調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまでの間、年次で、以下の内容を開示予定です。

アウトプット	アウトカム	インパクト
協力会社に対する 現金払の実施率	対象となる協力会社数	協力会社の資金繰り改善による 当該会社の経営の安定化

【本フレームワークに対する JCR の評価】

奥村組は、ソーシャルファイナンスによる調達資金の使途について、フレームワークを公表するとともに、ファイナンスの都度、投資家等にはニュースリリースや発行登録書関連書類をもって事前説明する予定である。ローンの場合は、融資審査の過程で貸付人に対して事前説明を行う予定である。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

資金の充当状況に係るレポーティング

奥村組は、ソーシャルファイナンスにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容をウェブサイトにて年次開示する予定である。また、調達資金の全額が充当された後に大きな状況の変化が生じた場合は、適時に開示することを予定している。

社会的便益に係るレポーティング

奥村組は、ソーシャル適格事業の社会的便益に関するレポーティングとして、本フレームワークに定める内容をウェブサイトにて年次開示する予定である。これらの開示項目には、協力会社数など可能な範囲でアウトカムを定量化しており、適切な開示の対象が特定されている。また、インパクトは同社の目標と一致しており、プロジェクトの社会的意義を示すのに十分である。

以上より、JCR では、奥村組によるレポーティング体制が適切であると評価している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

Ⅳ. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、ソーシャルプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、奥村組がサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、サステナビリティに関する問題に関する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っていると評価している。

奥村組は、「堅実経営と誠実施工を信条に、社会から必要とされ続ける企業として、社業の発展を通じ広く社会に貢献する」ことを経営理念に掲げており、時代の趨勢、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応して経営基盤の強化を図り、株主の期待に応え、ひいては社会に貢献することを基本方針としている。同社グループは、すべての事業活動においてこれらを踏まえ、ステークホルダーに信頼・満足・安心を提供していくことを目指している。

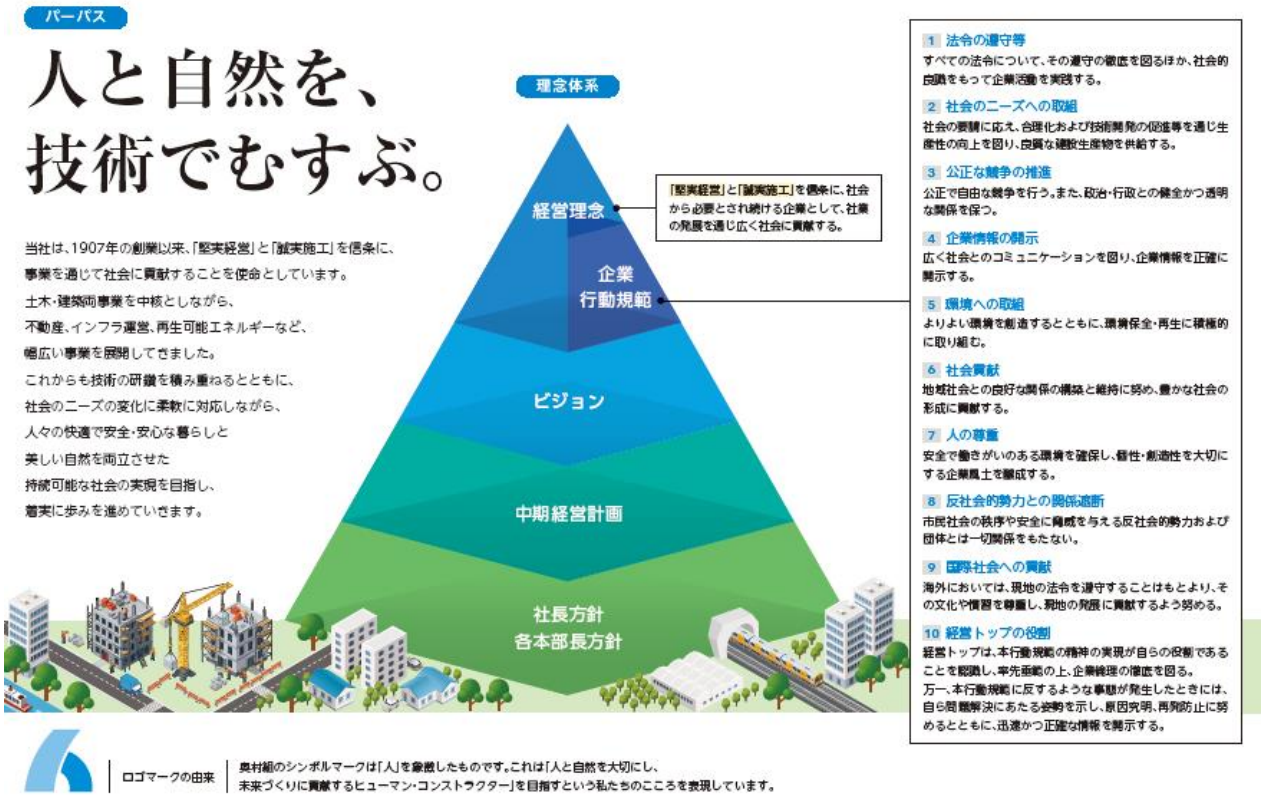

図表 5：奥村組の企業理念体系[11]

奥村組グループは、先述の通り、今後も長期的に事業を継続し、社会の持続的な発展に貢献するため、将来のありたい姿として「2030 年に向けたビジョン」を策定している。

[11] 出典：奥村組統合報告書 2026　https://www.okumuragumi.co.jp/environment/report/2026/

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

奥村組グループは、「2030 年に向けたビジョン」の実現を目指し、ESG/SDGs への取り組みを強化している。具体的には、ESG/SDGs に関わるリスクと機会を特定し、それらが顕在化した場合のインパクトを分析し、ESG/SDGs に関わる同社グループの課題を抽出している。特に重要度の高い課題である「持続可能な社会インフラへの貢献」、「環境に配慮した事業の推進」、「ウェルビーイングを実現する職場づくり」、「コーポレート・ガバナンスの強化」については、マテリアリティ（重要課題） として特定している。

	マテリアリティ	関連する個別課題	マテリアリティに関わるSDGs
社　会	持続可能な 社会インフラへの貢献	・地域社会・企業との連携 ・ICTによる技術力と生産性の向上 ・施工品質の確保・高度化 ・不動産ストックの有効活用	
環　境	環境に配慮した事業の推進	・脱炭素化の推進 ・リサイクルによる資源の有効利用 ・建築物の省エネルギー設計 ・再生可能エネルギー事業の推進	
社　会	ウェルビーイングを実現する 職場づくり	・ディーセントワークの推進 ・ダイバーシティ経営の推進 ・機械化・省力化・効率化の推進 ・安心安全な労働環境	
ガバナンス	コーポレート・ガバナンス の強化	・安心安全な労働環境	

図表 6：奥村組のマテリアリティ（重要課題）と関連する SDGs[12]

奥村組グループは、ESG/SDGs 推進委員会を設置し、ESG/SDGs に関わる取り組みを推進している。ESG/SDGs 推進委員会で策定した方針は、全社の計画に反映され、各本部等を通じて、展開している。

以上より JCR では、奥村組の経営陣がサステナビリティに関する問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけ、サステナビリティに関する問題に関する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っていると評価している。

[12] 出典：奥村組統合報告書 2026　https://www.okumuragumi.co.jp/environment/report/2026/

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

評価フェーズ 3：評価結果（結論）　Social 1(F)

本フレームワークについて、JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」を“s1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」を“Social 1 (F)”とした。また、本フレームワークは、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているほか、SDGs 目標及び政府の SDGs 目標に対する具体的施策にも合致している。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
ソーシャル性評価	s1(F)	Social 1(F)	Social 2(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)
	s2(F)	Social 2(F)	Social 2(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)
	s3(F)	Social 3(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)	評価対象外
	s4(F)	Social 4(F)	Social 4(F)	Social 5(F)	評価対象外	評価対象外
	s5(F)	Social 5(F)	Social 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

（担当）佐藤　大介・任田　卓人

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

本評価に関する重要な説明

1. JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価は、ソーシャルファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な社会貢献度及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきソーシャルファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、社会に及ぼす改善効果について責任を負うものではありません。ソーシャルファイナンス・フレームワークにより調達される資金が社会に及ぼす改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、ソーシャルエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR ソーシャルファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項
本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、評価の対象であるソーシャルファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR ソーシャルファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説
JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価：ソーシャルファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該ソーシャルファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Social 1(F)、Social 2(F)、Social 3(F)、Social 4(F)、Social 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等
- 環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)
- UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等
- 信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
- EU Certified Credit Rating Agency
- NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.